

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第112号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月12日 07時20分ごろ	
発生場所	三重県鳥羽市菅島西岸 誓願島灯標から真方位104°1,100m付近 (概位 北緯34°28.9′ 東経136°52.7′)	
事故等調査の経過	平成22年7月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	石材運搬船 第五若虎丸 ^{わかとら} 、494トン	
船舶番号、船舶所有者等	134624、有限会社東新産業	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、船首約1.4m、船尾約3.5mの喫水で菅島の採石場に着岸作業中、風と潮流により圧流され、平成22年7月12日07時20分ごろ、付近の浅瀬に乗り揚げた。 本船は、16時50分ごろ、タグボートにより引き下ろされた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5～6m/s 海象：潮汐 下げ潮の初期、潮流 約1～2ノットの北西流	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、菅島西岸の採石場に着岸作業中、風と潮流とにより浅所に向けて圧流されたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、菅島西岸の採石場に着岸作業中、風と潮流とにより浅所に向けて圧流されたため、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	